

■市民局地域施設課所管施設利用条件一覧

段階	種別	地区センター【80館】								
	利用の考え方	以下の条件を満たすこととする。								
	部屋別	会議室	和室	料理室	工芸室・音楽室	プレイルーム	図書コーナー	娯楽コーナー	ロビー	体育室
	利用可否	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能
	主な条件又は制限の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能人数は、各室の定員の50%以内または部屋面積を4で除した数とする</li> <li>・着席数を制限するなど、密集・密接状態とならないよう工夫する</li> <li>・窓開け、換気装置稼働など換気の実施(開放が困難な場合は機械換気の実施)</li> <li>・咳エチケット(マスク・フェイスシールド等の着用)、手洗いの励行</li> <li>・管楽器の演奏等による利用は2mの間隔をとることで可(飛沫感染に注意した利用とする)</li> <li>・コーラス、歌唱、ダンス、体操等呼吸が激しくなることが想定される利用は、利用者同士の間隔(できれば2m)を十分に確保する</li> <li>※向かい合っただけの発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合は、マスクに加えフェイスシールド等の対策を講じる</li> <li>・飲食を認める場合は間隔を2m空ける、対面としない等工夫をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区センター会議室に準じた取り扱いとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能人数は、各室の定員の50%以内または部屋面積を4で除した数とする</li> <li>・窓開け、換気装置稼働など換気の実施(開放が困難な場合は機械換気の実施)</li> <li>・咳エチケット(マスク・フェイスシールド等の着用)、手洗いの励行(調理時も含む)</li> <li>・管楽器の演奏等による利用は2mの間隔をとることで可(飛沫感染に注意した利用とする)</li> <li>・コーラス、歌唱、ダンス、体操等呼吸が激しくなることが想定される利用は、利用者同士の間隔(できれば2m)を十分に確保する</li> <li>※向かい合っただけの発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合は、マスクに加えフェイスシールド等の対策を講じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能人数は、各室の定員の50%以内または部屋面積を4で除した数とする</li> <li>・窓開け、換気装置稼働など換気の実施(開放が困難な場合は機械換気の実施)</li> <li>・咳エチケット(マスク・フェイスシールド等の着用)、手洗いの励行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧席については、利用者同士の密集や近距離で対面することがないよう、配置や座席数を減らすなどの工夫を行ったうえで開放</li> <li>・窓開け、換気装置稼働など換気の実施(開放が困難な場合は機械換気の実施)</li> <li>・咳エチケット(マスク・フェイスシールド等の着用)、手洗いの励行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓開け、換気装置稼働など換気の実施(開放が困難な場合は機械換気の実施)</li> <li>・咳エチケット(マスク・フェイスシールド等の着用)、手洗いの励行</li> <li>・利用者同士の密集や近距離で対面することがないよう、他の利用者と最低1m、できれば2mの間隔をとり、配置や座席数を減らすなどの工夫を行ったうえで、密集しないよう注意喚起を行う</li> <li>・飲食する場合は間隔を2m空ける、対面としない等工夫をする</li> <li>・備品の消毒を行う</li> <li>※消毒対応が困難な施設においては、備品の貸し出しを最小限にとどめ、基石や将棋駒等は利用者にて持参してもらうなどに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人利用含む利用を可とする(運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離(少なくとも2m)を空ける)</li> <li>・(強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける)</li> <li>・更衣室、シャワー室等の利用は可とする(3密とならないよう入室の人数制限等を利用団体に求める)</li> <li>・窓開け、換気装置稼働など換気の実施(開放が困難な場合は機械換気の実施)</li> <li>・飲食する場合は間隔を2m空ける、対面としない等工夫をする</li> <li>(冷水器の使用については、マイボトルに移し替えての使用など、感染防止対策を図る)</li> <li>・備品の消毒を行う</li> <li>※消毒対応が困難な施設においては、備品の貸し出しを最小限にとどめ、使用するスポーツ用具等は利用者にて持参してもらうなどに対応</li> </ul>		
	種別	コミュニティハウス(条例設置型)【35館】								
	利用の考え方	以下の条件を満たすこととする。								
	部屋別	会議室	和室	ロビー	図書コーナー					
	利用可否	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能					
	主な条件又は制限の理由	・地区センター会議室に準じた取り扱いとする	・地区センター会議室に準じた取り扱いとする	・地区センターロビーに準じた取り扱いとする	・地区センター図書コーナーに準じた取り扱いとする					
	種別	集会所【5館】								
	利用の考え方	以下の条件を満たすこととする。								
	部屋別	会議室	和室	ロビー						
	利用可否	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能						
	主な条件又は制限の理由	・地区センター会議室に準じた取り扱いとする	・地区センター会議室に準じた取り扱いとする	・地区センターロビーに準じた取り扱いとする						
	種別	スポーツ会館【11館】								
	利用の考え方	以下の条件を満たすこととする。								
	部屋別	スポーツ室	ミーティング室	テニスコート等屋外施設						
	利用可否	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能						
	主な条件又は制限の理由	・地区センター体育室に準じた取り扱いとする	・地区センター等の会議室等に準じた取り扱いとする	・更衣室・シャワー室等の利用は可とする(3密とならないよう入室の人数制限等を利用団体に求める)						
	種別	公会堂【17館】								
	利用の考え方	以下の条件を満たすこととする。								
	部屋別	講堂	会議室	和室	リハーサル室					
	利用可否	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能					
	主な条件又は制限の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>【出演者(舞台上)】</li> <li>・出演者の間隔は2mとる</li> <li>・利用にあたっては原則マスク着用(表現上困難な場合を除き)</li> <li>・換気装置の稼働など換気の実施、可能な場合は出入り口扉の開放(少なくとも休憩時には開放)</li> <li>・管楽器の演奏等による利用は2mの間隔をとることで可(飛沫感染に注意した利用とする)</li> <li>・コーラス、歌唱、ダンス、体操等呼吸が激しくなることが想定される利用は、出演者・利用者同士の間隔を十分に確保する</li> <li>※向かい合っただけの発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合は、マスクに加えフェイスシールド等の対策を講じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区センター会議室に準じた取り扱いとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区センター会議室に準じた取り扱いとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能人数は、各室の定員の50%以内または部屋面積を4で除した数とする</li> <li>・十分な換気(窓や出入口の開放が困難な場合は機械換気)</li> <li>・咳エチケット(マスク・フェイスシールド等の着用)、手洗いの励行</li> <li>・管楽器の演奏等による利用は2mの間隔をとることで可(飛沫感染に注意した利用とする)</li> <li>・コーラス、歌唱、ダンス、体操等呼吸が激しくなることが想定される利用は、利用者同士の間隔を十分に確保する</li> <li>※向かい合っただけの発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合は、マスクに加えフェイスシールド等の対策を講じる</li> </ul>					
	種別	公会堂【17館】								
	利用の考え方	以下の条件を満たすこととする。								
	部屋別	講堂	会議室	和室	リハーサル室					
	利用可否	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能	以下の条件を満たした上で利用可能					
	主な条件又は制限の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>【来場者(客席)】</li> <li>・定員数は、定員の50%以内とする(四方を開けた席配置とするなど来場者を分散させた席配置とする)</li> <li>・咳エチケット(マスク・フェイスシールド等の着用)、手洗いの励行</li> <li>・換気装置の稼働など換気の実施、可能な場合は出入り口扉の開放(少なくとも休憩時には開放)</li> <li>・コーラス、歌唱等の発声や大声での声援等は控える</li> <li>・ダンス、体操等呼吸が激しくなることが想定される利用は当面不可</li> <li>・利用者同士の会話は控えめにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区センター会議室に準じた取り扱いとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区センター会議室に準じた取り扱いとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能人数は、各室の定員の50%以内または部屋面積を4で除した数とする</li> <li>・十分な換気(窓や出入口の開放が困難な場合は機械換気)</li> <li>・咳エチケット(マスク・フェイスシールド等の着用)、手洗いの励行</li> <li>・管楽器の演奏等による利用は2mの間隔をとることで可(飛沫感染に注意した利用とする)</li> <li>・コーラス、歌唱、ダンス、体操等呼吸が激しくなることが想定される利用は、利用者同士の間隔を十分に確保する</li> <li>※向かい合っただけの発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合は、マスクに加えフェイスシールド等の対策を講じる</li> </ul>					

**【共通事項】**

- ◆清掃、消毒、換気を実施し、、入口や受付に手指消毒薬を設置するなど、感染防止対策に係る基本的な衛生対策を実施する
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を最低限とする(高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスィッチ、電話、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)に留意)
- ・トイレの不特定多数が接触する場所(便座、床、ドアノブなど)は、清拭消毒を行う
- ・受付、トイレ等は、最低1m(できるだけ2m)の間隔を空けた整列を促す
- ・受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、職員と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する
- ◆各施設とも閉館時間の短縮等は行わない
- ◆印刷機・コピー機(印刷コーナー)の使用は、予約制とするなど利用者が集中しない工夫をする併せて、少人数で印刷作業を行うことを条件に利用可とする
- ◆カラオケについては、備品の消毒に課題があることや、クラスター発生事例が確認されたことにより、当面不可とする
- ◆施設利用者の掌握に努める(団体利用) 利用団体代表者に対して、利用者(及び来場者)の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成を依頼する(利用団体代表者は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを利用者へ事前に周知する)※ 個人利用に係る名簿の作成について、指定定管理者が神奈川県「LINEコロナお知らせシステム」を導入した場合、不要とする
- ◆利用者に発熱やせき等の風邪症状がある場合は入場をご遠慮いただくようお願いするなどの取組を行う(利用者に対し口頭又は、書面掲出等により周知・広報すること)
- ◆各施設で実施している感染拡大防止対策等(社会的距離の確保の徹底・咳エチケット(マスク・フェイスシールド等の着用)、手洗いの励行、手指消毒の徹底、健康管理の徹底、差別防止の徹底等を含む現場対応方針)についても、ホームページや施設で掲出を行うことなどで、施設利用者が安心して施設を利用できるよう十分な広報を行う
- ◆学習室等、分類に当てはまらない諸室については、利用形態を考慮し類似諸室の条件等を準用する
- ◆館主催の自主事業については7月10日から、開催準備(周知・参加者の募集など)を可とする(開催可能日は8月1日以降を予定(8月1日以降の取り扱いについては、別途通知))
- ◆その他、利用に係る制限や感染防止対策については、次に示すガイドライン等を参考に実施する
  - ・新型コロナウイルス感染症第2波に備えた市民利用施設等の対応方針 横浜市新型コロナウイルス対策本部
  - ・基本的対処方針:新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和2年5月25日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
  - ・内閣官房 事務連絡:移行期間における都道府県の対応について 事務連絡 令和2年5月25日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長
  - ・公民館:公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 令和2年5月25日改訂 公益社団法人全国公民館連合会
  - ・社会体育施設:社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 令和2年5月25日 スポーツ庁
  - ・劇場、音楽堂:劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 令和2年5月14日 公益社団法人全国公立文化施設協会
  - ・個人情報の取り扱い:新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについて 令和2年5月415日一部改正 個人情報保護委員会事務局